



東芝の粉飾決算 (10月のごあいさつ)

平成 27 年 10 月 1 日 (木)

夏が過ぎんとしている 10 月、沖縄の気候は一段とさわやかです。

今年 4 月にマスコミの報道に始まった東芝事件は、株価で 4 割、時価総額で 5,000 億円が消失した。その報道経過を見ると、「不適切会計」―「会計不祥事」―「粉飾決算」とまさに不正確な表現の変遷があった。これは 4 月以来の報道が「不適切」であったことにも原因がある。コーポレート・ガバナンスが言われて久しいが、マスコミを始めとする経済界や社会の反応がこの程度であり、併せて当事者の東芝と関連する会計監査人制度、社外取締役制度、監査役制度などの日本の会計や監査制度のレベルも同様であるということである。

このようなことが何故起きたのかという前に、なぜ発見できなかったのか。粉飾の内容は、(1)工事進捗率の過大算定 477 億円、(2)自動料金収受システムやパソコン事業経費の先送り 88 億円、(3)半導体在庫の不適正評価 360 億円、(4)パソコン、テレビ事業部の外注への売上計上 592 億円などと言われている。どうしてこのような初歩的とも言える粉飾が、もっと早期に発見できなかったのか。何故放置されていたのか。

東芝は、他に先駆けて 2000 年に委員会設置会社となっている。いわゆるコーポレート・ガバナンスの先進会社である。再発防止はどうか？という前に、東芝でなぜこのようなことが起こったのかを解明する必要がある。日本の代表的会社で起こっていることは他の会社でも当然生じている筈である。それが発見されていないのは、正しい情報を開示するという会社経営と会計の前提が機能していないということになる。

事件の防止策は何か。通常考えられるものとしては、(1)法規制やコーポレート・ガバナンスの改善と向上(2)監査・監視制度の改善と担当者の倫理基準の向上(3)今回の端緒となった内部告発制度の有効な活用などである。

(3)に頼るというのでは情けない。その前に必要なのは、正しい情報の開示システムである。6 月より上場会社に適用が開始された、全社横断的なコーポレートガバナンス・コードが機能することに期待したい。

また、監査の面においては、重要な虚偽表示リスクのある①有形固定資産の減損②引当金③経営者による内部統制の無効化④重要な長期契約等のリスクについて監査報告書上明確にする必要がある。

最終的には、企業の社会性と利害関係者の企業への社会的信頼性が作り出す会計情報システムが確立されなければならない。